

別記様式第九（第十一条関係）

常勤職員数報告書

年 1月1日現在	行政執行法人名	作成責任者官職氏名
職 員		現在員数
1. 常時勤務に服することを要する職員		
2. 1. 以外で報告の対象となる職員		
うち国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 79 条の規定による休職の処分を受けた者		
うち国家公務員法第 82 条の規定による停職の処分を受けた者		
うち行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和 23 年法律第 257 号）第 7 条第 5 項の規定により休職者とされた者		
うち国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和 45 年法律第 117 号）第 2 条第 1 項の規定により派遣された者		
うち国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 109 号）第 3 条第 1 項の規定により育児休業をしている者		
うち国家公務員の育児休業等に関する法律第 13 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員（同法第 22 条の規定による勤務をしている者を含む。）		
うち国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成 19 年法律第 45 号）第 2 条第 5 項に規定する自己啓発等休業をしている者		
うち国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成 25 年法律第 78 号）第 2 条第 4 項に規定する配偶者同行休業をしている者		
合 計		

備考 1 2. の「1. 以外で報告の対象となる職員」とは、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成 12 年政令第 316 号）第 20 条で定める者をいう。

2 2. の育児短時間勤務職員の現在員数については、1 人の育児短時間勤務職員（1 週間当たりの勤務時間が週 19 時間 25 分から週 19 時間 35 分までの範囲内の時間である者に限る。以下同じ。）が占める官職に、他の 1 人の育児短時間勤務職員を任用している場合には、2 人として報告すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。